

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第161号）（野外活動施設花背山の家事業課）

京都市野外活動施設花背山の家においては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりその管理を公共的団体に委託してきましたが、同条の規定による経過措置が終了することに伴い、本市が同施設の管理を行うものとする事としました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎本頼兼

京都市条例第161号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(野外活動施設花背山の家事業課)